第四十条　完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b) 当該締約国において生きている動物から得られる産品

(c) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう（当該締約国の基線内で行われるものに限る。）又は捕獲により得られる産品

(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の船舶により、海から得られる水産物その他の産品

注釈1　この章の規定の適用上、一方の締約国の船舶により他方の締約国の基線から二百海里までの海から得られる水産物その他の産品は、他方の締約国の原産品とする。

注釈2　この章のいかなる規定も、海洋法の諸問題に関するそれぞれの締約国の立場を害するものとみなしてはならない。

(g) 当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

(h) 当該締約国の外の海底又はその下から抽出され、又は得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず。ただし、当該廃品及びくずが原材料の回収にのみ適するものであることを条件とする。

(i) 当該締約国における製造又は加工作業

(ii) 当該締約国において収集される中古の産品

(j) 当該締約国において(a)から(i)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第四十一条　原産資格割合

1　産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC=\frac{FOB-VNM}{FOB}\times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

2　(a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、当該価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOB価額は、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額によって代替される。

(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、1に規定するFOB価額は、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

3　1の規定の適用上、締約国における産品の生産において使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 産品の生産者が直接輸入する材料については、CIF価額

(b) 産品の生産者が当該締約国において取得する材料については、次のいずれかの価額

(i) CIF価額

(ii) 取引価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する全ての費用（例えば、運賃、保険料、こん包費）及び当該締約国において輸送の際に要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

注釈1　この3の規定の適用上、「CIF価額」とは、当該非原産材料について、関税評価協定に従って輸入貨物の課税価額として決定される価額をいい、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費並びに他の全ての費用を含む。

注釈2　この3の規定の適用上、「取引価額」とは、当該非原産材料の生産者が行う取引に関連して当該非原産材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価額をいう。

4　2(b)又は3(b)の規定の適用において、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えた上で、適用する。

5　この条の規定の適用上、締約国において産品の生産において使用される非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

第四十二条　原産資格を与えることとならない作業

1　産品は、次の作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬け）その他当該作業に類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の包装作業（小売用のこん包、開こん及び再こん包作業を含む。）

(d) 組み立てられたものを分解する作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成要素の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

2　1の規定は、附属書三に定める品目別規則に優先する。

第四十三条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品の最後の生産工程が輸出国である一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が前条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。

(a) 一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を一方の締約国の原産材料とみなすこと。

(b) 他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすこと。

(c) 当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときに、一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

第四十四条　僅少の非原産材料

1　附属書三に定める関税分類の変更に関する要件を満たさない産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たすことを条件とする。

(a) 統一システムの第一類、第四類から第一五類まで又は第一七類から第二四類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第四十一条の規定に従って決定される当該産品のFOB価額の十パーセント以下であり、かつ、当該産品の生産において使用される非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合

(b) 統一システムの第二五類から第四九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第四十一条の規定に従って決定される当該産品のFOB価額の十パーセント以下の場合